

監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した産業経済部〔商工政策課（企業誘致室）、中心市街地活性化推進室、国際交流貿易課、農務課、林務水産課〕に係る定期監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 23 年 3 月 28 日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	橋 本	幸 夫
同	木 下	章

産業経済部定期監査結果報告書

1 監査の実施日

平成23年2月14日（月）

2 監査の対象

産業経済部

商工政策課（企業誘致室）、中心市街地活性化推進室、国際交流貿易課、農務課、林務水産課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

敦賀水産卸売市場で使用する冷却水は濾過して使用し、定期的に水質調査をしているが、水銀についても調査を検討されたい。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～5のとおりである。（別表省略）